

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月12日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要  
プール系統漏水修繕
- 2 履行（納品）場所  
港南区笹下3丁目9-1  
日下小学校
- 3 契約日  
令和6年8月21日
- 4 履行日又は履行期間  
令和6年8月21日から令和6年9月30日
- 5 契約金額  
176,000円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
横浜市西区久保町4-1-2  
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
日下小学校において漏水が発生し地盤沈下が懸念されたため、修繕工事を実施しました。
- 8 契約の相手方の選定理由  
令和6年度災害協力事業者名簿に登録のある会社であり、迅速な対応ができることから選定しました。
- 9 所管課  
日下小学校